

令和8年度知床ねむろ野鳥観光推進事業委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和8年度知床ねむろ野鳥観光推進事業委託業務

2 業務の目的

本事業は、日本国内のみならず、世界中のバーダーから注目されている北海道根室地域（知床ねむろ）の野鳥観光を広くPRすることで、野鳥観光の裾野を広げ、野鳥の聖地「知床ねむろ」の更なる認知度向上や交流人口及び関係人口を創出ととともに、「野付半島・風蓮湖・根室半島地域」の国定公園化に向けた機運醸成を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおり。なお、業務の遂行に当たっては事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、委託者と協議の上で実施すること。

(1) フォトコンテストの開催

委託者が主催するフォトコンテストへの参加を促すため、受託者は次の業務を行うこと。

ア 広く一般から公募するため、写真共有ソーシャルネットワークサービス「Instagram」を利用して実施すること。

イ 開催期間は、令和8年7月～11月までの間で100日程度とすること。

ウ 当該フォトコンテスト用のハッシュタグを付けて、根室地域（知床ねむろ）の野鳥や国定公園の新規候補地である「野付半島・風蓮湖・根室半島地域」をテーマとした写真を投稿してもらう内容とすること。なお、ハッシュタグは、テーマ設定やカテゴリ分けに使用するものの他、検索キーワードとしての使用も考慮して提案すること。

エ 受託者所有のサーバー内に特設サイトを作成するとともに、当該サイトの運営を行うこと。

オ 写真愛好家を中心としたフォロワーが10万人以上いるSNSアカウントでフォトコンテスト開催告知を3回以上行うこと。

カ 特設サイト及びSNSアカウントによる告知投稿は、告知用写真、キャッチコピー等をデザイン、レイアウトした、投稿キャンペーンへの参加を促す効果的なものを制作すること。

(2) 入賞作品の審査

(1)のフォトコンテストにおける入賞作品を選定するため、受託者は次の業務を行うこと。

ア 受託者は、入賞作品を選定するための一次審査を行うこと。なお、二次審査（最終審査）は委託者が実施する。

イ 一次審査の実施方法については、委託者と事前に相談のうえで、その了承を得ること。

ウ 一次審査においては、応募作品数を考慮したうえで、受託者と委託者とで協議した作品数まで絞り込み、二次審査に必要な画像データや作品情報を委託者に提出すること。

エ 一次審査の内容について委託者から問い合わせがあった際は、受託者は速やかに委託者に回答すること。

(3) 写真展の開催

委託者が主催する写真展への来場を促すため、受託者は次の業務を行うこと。

ア より多くの来場者が見込めるよう、東京都内の施設を会場とし、来場者数の目標を1万人以上とすること。

イ 開催期間は、委託者と打ち合わせの上、承認を得ること。

ウ 本事業オリジナルの写真展である必要はなく、既存の写真展へのブース出展等の形式も可とする。

エ 委託者が準備する写真データ8～10作品をパネル化し、会場内に展示すること。なお、制作するパネル数や素材、寸法等については、委託者と協議の上で決定すること。

オ 委託者が来場者に対して、根室地域（知床ねむろ）の野鳥観光や「野付半島・風蓮湖・根室半

島地域」の国定公園化に向けた取組をPRするための電源付きスペースを設けることとし、その寸法や必要とする備品等は委託者と協議の上で決定すること。なお、電力供給に係る費用は受託者の負担とすること。

(4) 実績報告

受託者は、事業終了後速やかに下記ア～エを提出すること。

ア 実績報告書（別記第1号様式及び任意様式）

紙媒体（A4判1部）、電子媒体（CD-R又はDVD-Rに限る。USBメモリ等は不可。）

又は委託者が受取可能なクラウドサービスを利用して提出することも可とする。

イ 写真展で展示するために作成した写真パネル

ウ フォトコンテスト入賞作品の写真データ

電子媒体（CD-R又はDVD-Rに限る。USBメモリ等は不可。）又は委託者が受取可能なクラウドサービスを利用して提出することも可とする。

エ 収支精算書（別記第2号様式）

(ア) 本委託業務は、北海道が定める委託契約の区分(委任契約、準委任契約、請負契約)のうち、準委任契約とするので、契約額は上限となり、受託者は委任業務終了後、実際に業務に要した経費について、収支精算書を提出しなければならない。

(イ) 収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。

(ウ) 本委託業務に関する帳簿及び書類を備え、本委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別できるようこれを整理すること。なお、本委託業務に要したことが確認できない経費がある場合には、当該経費を除いた上で委託料の額を確定する。

4 業務上の留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。委託者との連絡は原則として、この責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受託者が取り扱う個人情報については、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 受託者等が所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に注意の上、自らの責任において使用すること。
- (7) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- (8) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- (9) 本業務における成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)については、委託者に帰属するものとする。ただし、フォトコンテストの入賞作品や応募作品の著作権は撮影者に帰属するため除外する。
- (10) 入賞作品を2次利用できるように撮影者から許可を取得すること。
- (11) 本業務成果品について、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれている場合には、受託者が、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (12) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (13) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

5 契約の方法

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)1月29日(金)まで

(3) 予算上限額

予定価格の範囲内(消費税及び地方消費税の額を含む)

(4) その他

本業務は、災害・感染症拡大等の影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合があります。その場合は、北海道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

また、委託契約締結後、災害・感染症拡大等の影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

令和8年度知床ねむろ野鳥観光推進事業委託業務 評価項目、評価基準

(1) 全体評価

ア 業務の目的に沿った内容になっているか

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか

(2) 実施体制

提案者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか

※実施体制については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

(3) 実施手法

ア フォトコンテストの提案

(ア) より多くの応募者が見込める実施手法となっているか

(イ) 目的に沿いつつ、効率的かつ円滑な運営内容となっているか

(ウ) 目的に沿う効果的なハッシュタグ(検索キーワード)を提案しているか

イ 写真展の提案

(ア) 集客に効果的な開催場所となっているか

(イ) より多くの来場者が見込める周知広報手法が示されているか

ウ PRの手法

業務の目的達成のために効果的、独創的なPR手法が提案されているか

(4) 実績

これまでの事業実績等から、本業務を確実に遂行することが見込まれるか

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人又は複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競

- 争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 次に掲げる税を滞納し又は未納がある者でないこと。
 - (ア) 道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- キ コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。
 - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、責任の所在が明確であること。
- (4) 本公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。ただし、コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを構成するいずれかの企業がその経験を有していること。

8 参加資格審査申請書等の提出

本入札への参加を希望するものは、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1）
- イ 法務局の発行する登記事項証明書（申請受付時前 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
- ウ 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（申請受付時前 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
- エ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書（申請受付時前 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
- オ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面の写し（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（様式 2））
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
（納入通知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
（納入通知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
（保険関係成立届、領収済通知書、概算・確定保険料申告書（控）など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
- カ 誓約書（様式 3）
- キ 業務実績表（任意様式）
この公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務を行なった主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。
- ク コンソーシアムの場合は協定書等の写し（様式 4）
- ケ 代理申請する場合は委任状（任意様式）

※共同事業体の場合、すべての構成員における上記提出書類イ～キの書類を提出すること。

- (2) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも 1 部
- (3) 提出期限 令和 8 年（2026 年）5 月 15 日（金）17 時（必着）
- (4) 提出先 「13 問合せ及び提出先」のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。なお、持参する場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

9 企画提案書の提出及び作成方法

参加資格審査申請書の提出後、提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書 6部

(2) 様式 ア 様式は特に定めないが、日本工業規格A4判、片面印刷30枚以内する。

イ 表紙の事業者・連絡担当者名は1部にのみ記入し、残り5部には記入しないこと。

ウ 2枚目以降から、「6 審査基準」により、「3 委託業務の内容」を実施するための方法が分かるよう、「落札者決定基準」及び「評価項目、評価基準及び配点表」を参照し、具体的に企画提案すること。また、2枚目以降からページ番号を付与すること。

エ 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄や文字は一切入れないこと。

オ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

カ 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。

キ 丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

ク 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。また、提出された企画提案書は返却しない。

ケ 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

(3) 提出期限 令和8年(2026年)5月20日(水)17時(必着)

(4) 提出場所 「13 問合せ及び提出先」のとおり

(5) 提出方法 持参または郵送(簡易書留または書留)による。なお、持参する場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

10 企画提案書に係る総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

入札時に予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者に対し、実施する。

(1) 総合評価審査委員会において企画提案内容のヒアリングを行う。

(2) ヒアリングでは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められない。

(3) 詳細な場所・時間帯・留意事項等は、参加者が確定次第別途決定・通知する。

(4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、審査基準による審査により、企画提案書の第一次審査を実施し、上位5者をヒアリングへの参加事業者とする。

11 再委託について

「契約書(案)」とともに、「委託契約に関する留意事項」の内容も併せて確認すること。

(1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

(ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 再委託する業務の範囲

(ウ) 再委託する理由及びその必要性

(エ) 再委託の契約金額

(オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

(カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

(2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

(3) 再委託の相手方に対して北海道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう、受託者から再委託の相手方に指導すること。

12 その他

- (1) 本件に係る関係書類は、北海道根室振興局ウェブサイトに掲載、配布する。
- (2) 本総合評価一般競争入札に係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので「13 問合せ及び提出先」まで問合せすること。
- (3) 参加資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- (4) 参加資格審査申請書の提出後、入札に参加しない場合及び入札時に企画提案書を提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なす。また、ヒアリングに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なす。
- (5) 提出された参加資格審査申請書又は企画提案書等提出書類は返却しない。委託事業者の選定のためのみを使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複製を作成することがある。
- (7) 提出期限以降における参加資格審査申請書・企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

13 問合せ及び提出先

郵便番号 087-8588

住所 北海道根室市常盤町3丁目28

担当者 北海道根室振興局 産業振興部商工労働観光課 主査(観光・交流戦略)小野寺

電話番号 0153-23-6830(課直通)

FAX番号 0153-23-6223

メールアドレス onodera.nozomi@pref.hokkaido.lg.jp

問合せ時間 9時から17時まで(土日及び祝日を除く。)